



鉄道高架化通信



第54号

令和7年6月発行

発行：豊田市建設部街路課

～市道旧名岡線の高さ制限（3.2m）規制が始まりました～

市道旧名岡線の高さ制限規制について

鉄道高架化通信（第51号）でご案内しましたとおり、市道旧名岡線の鉄道高架交差部（若林3号踏切付近）において、5月8日（木）午後10時から「高さ制限3.2m」の車両規制が始まりました。**積荷を含めて、高さ3.2mを超える車両は、主要地方道名古屋岡崎線などへ、う回してください（「う回路図」参照）。**ご理解ご協力をお願いします。



**高さ制限（3.2m）規制により
一部の車両は通行できないので、ご注意ください！**

通行可能な車両

普通乗用車

軽トラック

これまでどおり通行できます

高さの確認が必要な車両（一例）

幌付き軽トラック

マイクロバス

キャンピングカー

小中型トラック

大型観光バス

事前に車両高さを車検証やメーカーの車両規格などで必ずご確認ください、車両が接触しないよう通行してください

ちょっと途中下車

～仮線と思い出をつくってみませんか～

地域の皆さまのご理解ご協力をいただきながら、高架本体への切り替えに向けて着実に工事を進めているところです。鉄道運行が高架へ切り替わると、当然ながら仮線運行は終了することとなり、車窓から眺める景色や高架構造物を背に地上を走行する電車が見られるのも、残り1年足らずということになります。もう二度と見ることはできない、今しかない風景を、写真に納めてみるのも面白いかもしれませんね。



事業スケジュール

① 用地の取得

② 準備工事

③ 工事説明

④ 仮線工事

⑤ 仮線への切替

令和5年3月

⑥ 高架本体工事開始

令和5年5月

⑦ 高架本体への切替

令和8年3月 予定

⑧ 仮線撤去・側道等の整備

⑨ 工事完了

問合せ先

豊田市建設部街路課 建設第3担当
電話番号：0565-34-6651（直通）
FAX番号：0565-35-8196
メール：gairo@city.toyota.aichi.jp